

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	滝上町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.takinoue.hokkaido.jp/kurashi/bangoseido/">http://www.town.takinoue.hokkaido.jp/kurashi/bangoseido/</a>

執行機関名 滝上町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	滝上町高齢者等日常生活用具給付等事業条例(平成12年3月30日条例第24号)による高齢者等日常生活用具給付等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		滝上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第3の項(第4条関係) 滝上町高齢者等日常生活用具給付等事業条例(平成12年3月30日条例第24号)による高齢者等日常生活用具給付等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第1条	滝上町高齢者等日常生活用具給付等事業条例(平成12年3月30日条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和三十九年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、心身の機能が低下しているため、他人の援助や保護がなければ日常生活を営むうえで不自由な高齢者やひとり暮らし高齢者等(以下、「要援護高齢者等」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条に規定する障害者又は障害児のうち在宅の重度障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)に対し、火災警報器等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与すること等(以下「給付等」という。)により、且日常生活の便宜を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		滝上町高齢者等日常生活用具給付等事業条例

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	滝上町高齢者等日常生活用具給付等事業条例(平成12年3月30日条例第24号)第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	心身の機能が低下しているため、他人の援助や保護がなければ日常生活を営むうえで不自由な高齢者やひとり暮らし高齢者等(以下、「要援護高齢者等」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条に規定する障害者又は障害児のうち在宅の重度障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)に対し行う、日常生活用具費の支給又は日常生活用具の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	滝上町高齢者等日常生活用具給付等事業条例(平成12年3月30日条例第24号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	要援護高齢者等及び障害者等であつて、その者及びその属する他の世帯員のうちいずれかの者、その者の属する世帯に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	滝上町高齢者等日常生活用具給付等事業条例(平成12年3月30日条例第24号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	要援護高齢者等及び障害者等であつて、その者及びその者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		